平成２７年（フ）第４３１号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目17番14号
債務者　加藤　織女
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０２号
大阪市旭区中宮３丁目２番14号
債務者　奥　　哲志
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７３号
大阪府枚方市東山２丁目44番地　３―204
債務者　塚本　弘之
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７４号
大阪府枚方市東山２丁目44番地　３―204
債務者　塚本あけみ
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０８号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番23―808号
債務者　祝田祐美子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０６号
大阪府八尾市緑ケ丘４丁目６番地の16
債務者　森下　里美
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５６号
大阪府茨木市大手町９番２号ホワイトヴィラニシダ102号
債務者　竹田　尚司
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８２号
大阪府門真市速見町11番１―103号
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０１号
大阪市平野区喜連３丁目１番40号　カサヴォストラ203
債務者　工藤　茂紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０２号
大阪市平野区喜連３丁目１番40号　カサヴォストラ203
債務者　工藤　瑠美（旧姓高橋・松原）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４号
相模原市中央区相生４丁目11番10号　レグルスかじや211、住民票上の住所東京都八王子市元本郷町１丁目31番１号
債務者　長崎　義徳
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７６号
相模原市南区古淵４丁目22番８号　コージープレイス201
債務者　福元　瞳美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７７号
神奈川県座間市入谷１丁目3384番地の２　センチュリー座間1002号
債務者　大澤　映瑠
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３９８号
札幌市中央区北６条西10丁目11番地２　ディスティニーⅡ102号
債務者　大崎麻理恵（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５８号
札幌市北区新琴似３条１丁目１番27号　札幌鈴木病院
債務者　中村　友一
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４９号
さいたま市桜区西堀４丁目７番１―704号
債務者　遠越のぶ子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
埼玉県鴻巣市郷地582番地の７
債務者　肥留川慎二
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係